

令和6年度新潟市指定障がい福祉サービス事業者等集団指導

令和6年度報酬改定の主な内容 (共同生活援助)

新潟市障がい福祉課指定係

1. グループホームから希望する一人暮らし等に向けた
支援の充実
(介護サービス包括型、外部サービス利用型)

令和6年度障害福祉サービス等報酬改定における主な改定内容

グループホームから希望する一人暮らし等に向けた支援の充実

①グループホーム入居中における一人暮らし等に向けた支援の充実

<p>【現行】自立生活支援加算 500単位/回 * 入居中2回、退居後1回を限度</p> <p>【見直し後】(新設) 自立生活支援加算(Ⅰ) 1,000単位/月 * 6ヶ月。個別支援計画を見直した上で支援を実施。介護サービス包括型、外部サービス利用型が対象。</p> <p>(現行) 自立生活支援加算(Ⅱ) 500単位/回 * 入居中2回、退居後1回を限度。日中サービス支援型対象</p> <p>(新設) 自立生活支援加算(Ⅲ) 80単位/日 * 移行支援住居。3年間。介護サービス包括型、外部サービス利用型において、共同生活住居単位で実施。</p> <p>※ 利用者がグループホームの継続的な利用を希望している場合や意思の表明が十分に確認できていない場合、事業所や支援者の都合による場合等については、加算の対象外。</p>
<p>【新設】ピアサポート実施加算 100単位/月 * 自立支援加算(Ⅲ)に加算</p> <p>【新設】居住支援連携体制加算 35単位/月、地域居住支援体制強化推進加算 500単位/回(月1回を限度) * 自立支援加算(Ⅰ)に加算</p> <p>* 移行支援住居の入居者については、自立支援加算(Ⅲ)として一括して評価。</p>

②グループホーム退居後における支援の評価

<p>【新設】退居後共同生活援助サービス費・退居後外部サービス利用型共同生活援助サービス費 2,000単位/月 * 退居後3ヶ月 自立支援加算(Ⅰ)又は(Ⅲ)を算定した者が対象。</p> <p>【新設】退居後ピアサポート実施加算 100単位/月 * 退居後共同生活援助サービス費、退居後外部サービス利用型共同生活援助サービス費に加算</p>
--

1. グループホーム入居中に一人暮らし等を希望した利用者に対する支援



2. グループホーム入居前から一人暮らし等を希望する利用者に対する支援



* サービス管理責任者は、ソーシャルワークの専門職(社会福祉士や精神保健福祉士)を常勤専従で7:1以上で配置。日中からの同行支援や会議体への参加等の居住の確保に関する支援、グループワークによる支援等を評価する。

3. 退居後の支援



令和6年2月6日厚生労働省、こども家庭庁資料抜粋

①グループホーム入居中における一人暮らし等に向けた支援の充実

自立生活支援加算（Ⅰ） 1,000単位／月

居宅における単身等での生活を本人が希望し、かつ、可能と見込まれる利用者の退居に向け、個別支援計画を見直した上で、一人暮らし等に向けた支援を行った場合に、6月間に限り所定単位数を加算する。

※利用者がグループホームの継続的の継続的な利用を希望している場合や意思の表明が十分に確認できない場合、事業所や支援者の都合による場合等は加算の対象外。

居住支援法人との連携等を評価

居住支援法人又は居住支援協議会に対して、月に1回以上、利用者の住宅の確保及び居住の支援に必要な情報を共有した場合に、更に1月につき**35**単位を加算する。

居住支援法人と共同して、利用者に対して在宅での療養上必要な説明及び指導を行った上で、（自立支援）協議会や保健・医療・福祉等の関係者による協議の場に対し、住宅の確保及び居住支援に係る課題を報告した場合に、更に1月につき**500**単位を加算する。

①グループホーム入居中における一人暮らし等に向けた支援の充実

自立生活支援加算（Ⅲ）

移行支援住居における一定期間の支援を受けた後に居宅における単身等での生活を本人が希望し、かつ、単身等での生活が可能であると見込まれる利用者を対象に一人暮らし等に向けた支援を行った場合に、1日につき所定単位数を加算する。

- (1) 利用期間が3年以内の場合 **80**単位／日
- (2) 利用期間が3年を超えて4年以内の場合 **72**単位／日
- (3) 利用期間が4年を超えて5年以内の場合 **56**単位／日
- (4) 利用期間が5年を超える場合 **40**単位／日

ピアサポート実施加算 100単位／月

自立生活支援加算（Ⅲ）を算定している事業所において、障害者ピアサポート研修修了者である者がその経験に基づき、利用者に対して相談援助を行った場合に、当該相談援助を受けた利用者の数に応じ、1月につき所定単位数を加算する。

②グループホーム退去後における支援の評価

退居後共同生活援助サービス費、退居後外部サービス利用型共同生活援助サービス費 2,000単位／月【新設】

グループホームを退居した利用者（自立生活支援加算（Ⅰ）又は（Ⅲ）を算定していた者に限る。）に対し、当該利用者の居宅を訪問して以下の要件を満たす内容の支援を行った場合に、退居日の属する月から3月間（引き続き支援することが必要であると市町村が認めた利用者に対しては6月間）に限り、1月につき所定単位数を算定する。

- ・ 利用者の居宅への訪問による心身の状況、その置かれている環境及び日常生活全般の状況の把握
- ・ 生活環境の変化に伴い必要となる情報の提供及び助言
- ・ 生活環境の変化に伴い必要となる指定障害福祉サービス事業者等や医療機関等との連絡調整
- ・ 協議会等への出席、居住支援法人や居住支援協議会等との連絡調整その他の関係機関との連携

退居後ピアサポート実施加算 100単位/月【新設】

退居後共同生活援助サービス費、退居後外部サービス利用型共同生活援助サービス費を算定している事業所において、障害者ピアサポート研修修了者である者がその経験に基づき、利用者に対して相談援助を行った場合に、当該相談援助を受けた利用者の数に応じ、1月につき所定単位数を加算する。

2. 支援の実態に応じた報酬の見直し

令和6年度障害福祉サービス等報酬改定における主な改定内容

共同生活援助における支援の実態に応じた報酬の見直し

① 強度行動障害を有する者の受入体制の強化

- 受入体制を強化するため、重度障害者支援加算の評価を拡充するとともに、利用者の状態や環境の変化に適応するための初期のアセスメント等の評価を新設する。

【拡充】 重度障害者支援加算（Ⅰ）：（受入）360単位/日 * 行動関連項目**18点以上**の者を受入れ、要件を満たした場合、さらに**+150単位/日**
【新設】（初期）**500単位/日** * 180日間を限度。行動関連項目**18点以上**の利用者の場合、さらに **+200単位/日**
【拡充】 重度障害者支援加算（Ⅱ）：（受入）180単位/日 * 行動関連項目**18点以上**の者を受入れ、要件を満たした場合、さらに**+150単位/日**
【新設】（初期）**400単位/日** * 180日間を限度。行動関連項目**18点以上**の利用者の場合、さらに **+200単位/日**



② 基本報酬区分の見直し等

- 障害支援区分ごとの基本報酬について、重度障害者の受入れなどサービスの支援内容や経営の実態等を踏まえて見直す。
- 世話人の配置基準に応じた基本報酬区分を改め、サービスの提供時間の実態に応じて加算する報酬体系へと見直す。

介護サービス包括型の例（世話人の配置 6:1 以上）

【現 行】 共同生活援助サービス費（Ⅲ） 区分6：583単位 区分5：467単位 区分4：387単位 区分3：298単位 区分2：209単位 区分1以下：170単位（単位/日）
【見直し後】 共同生活援助サービス費（Ⅰ） 区分6：**600**単位 区分5：**456**単位 区分4：**372**単位 区分3：**297**単位 区分2：**188**単位 区分1以下：**171**単位（単位/日）



特定従業者数換算方法（週40時間で換算）で利用者の数に対して一定以上の世話人又は生活支援員が加配されている事業所に対して加算する。

【新 設】 人員配置体制加算（Ⅰ） 区分4以上 **83**単位/日 区分3以下 **77**単位/日 * 特定従業者数換算方法で12:1以上の世話人等を加配
人員配置体制加算（Ⅱ） 区分4以上 **33**単位/日 区分3以下 **31**単位/日 * 特定従業者数換算方法で30:1以上の世話人等を加配



③ 日中支援加算の見直し

- 日中支援加算（Ⅱ）について、支援を提供した初日から評価を行うなどの支援の実態に応じた見直しを実施する。

【現 行】 支援の**3日目**から算定可
【見直し後】 支援の**初日**から算定可 * 介護サービス包括型及び外部サービス利用型を対象とし、**日中サービス支援型**は当該加算の対象外とする。



④ 個人単位の居宅介護等の利用の特例的取扱い

- 令和6年3月31日までとされている重度障害者の個人単位の居宅介護等の利用については、重度障害者の受入体制の確保の観点から、**特例的取扱いを延長**する。その上で、**居宅介護等を8時間以上利用する場合**については、所定単位数の**100分の95**に相当する単位数を算定する。

令和6年2月6日厚生労働省、こども家庭庁資料抜粋

①強度行動障害を有する者の受入体制の強化

受入体制を強化するため、重度障害者支援加算の評価を拡充するとともに、利用者の状態や環境の変化に適応するための初期のアセスメント等の評価を新設することになった。

重度障害者支援加算（Ⅰ）

（受入）360単位／日

* 行動関連項目18単位以上の者を受入れ、要件を満たした場合、さらに+150単位／日

（初期）500単位／日（180日間を限度）

* 行動関連項目18単位以上の者を受入れ、要件を満たした場合、さらに+200単位／日

重度障害者支援加算（Ⅱ）

（受入）180単位／日

* 行動関連項目18単位以上の者を受入れ、要件を満たした場合、さらに+150単位／日

（初期）400単位／日（180日間を限度）

* 行動関連項目18単位以上の者を受入れ、要件を満たした場合、さらに+200単位／日

②基本報酬区分の見直し等

世話人の配置基準に応じた基本報酬区分を改め、サービス提供時間の実態に応じて加算する報酬体系へと見直すことになりました。

[改定前]	
共同生活援助サービス費（Ⅰ）	世話人の配置 4：1 以上
共同生活援助サービス費（Ⅱ）	世話人の配置 5：1 以上
共同生活援助サービス費（Ⅲ）	世話人の配置 6：1 以上
共同生活援助サービス費（Ⅳ）	体験利用



[令和6年報酬改定後]	
共同生活援助サービス費（Ⅰ）	世話人の配置 6：1 以上
共同生活援助サービス費（Ⅱ）	体験利用

②基本報酬区分の見直し等

介護サービス包括型（世話人の配置6：1以上）

	[改定前] 共同生活援助サービス費（Ⅲ）	[令和6年報酬改定後] 共同生活援助サービス費（Ⅰ）
区分6	583単位	600単位
区分5	467単位	456単位
区分4	387単位	372単位
区分3	298単位	297単位
区分2	209単位	188単位
区分1	170単位	171単位

②基本報酬区分の見直し等

人員配置体制加算（介護サービス包括型の例）

1. 人員配置体制加算（Ⅰ）【新設】

区分4以上：83単位 区分3以下：77単位

事業所に置くべき世話人及び生活支援員に加え、特定従業者数換算方法で、利用者の数を12で除して得た数以上の世話人又は生活支援員が配置されている事業所において、利用者に対し、指定共同生活援助等の提供を行った場合に、障害支援区分に応じ、1日につき所定単位数を加算します。

2. 人員配置体制加算（Ⅱ）【新設】

区分4以上：33単位 区分3以下：31単位

事業所に置くべき世話人及び生活支援員に加え、特定従業者数換算方法で、利用者の数を30で除して得た数以上の世話人又は生活支援員が配置されている事業所において、利用者に対し、指定共同生活援助等の提供を行った場合に、障害支援区分に応じ、1日につき所定単位数を加算します。

特定従業者数換算方法：従業者の勤務延べ時間数を除するべき時間数を40時間として、従業者の員数に換算する方法をいう。

②基本報酬区分の見直し等

人員配置体制加算（Ⅰ）（介護サービス包括型の例）

- ・利用者を15人（区分6が5人、区分5が4人、区分4が6人）、
指定共同生活援助事業所における常勤の勤務時間を1週間40時間とした場合

(1) 世話人：40時間×(15÷6)人＝100時間/週

(2) 生活支援員：区分6：40時間×(5÷2.5)人＝80時間/週

区分5：40時間×(4÷4)人＝40時間/週

区分4：40時間×(6÷6)人＝40時間/週

160時間/週

(3) 当該加算を算定するに当たり加配すべき世話人等

40時間×(15÷12)人＝48時間/週

(1)～(3)の合計308時間/週以上が必要となる

※計算過程で小数点以下の端数が生じる場合は小数点第2以下を切り捨てる

②基本報酬区分の見直し等

人員配置体制加算（I）（介護サービス包括型の例）

- ・利用者を15人（区分6が5人、区分5が4人、区分4が6人）、
指定共同生活援助事業所における常勤の勤務時間を1週間32時間とした場合

(1) 世話人：32時間×（15÷6）人＝80時間/週

(2) 生活支援員：区分6：32時間×（5÷2.5）人＝64時間/週

区分5：32時間×（4÷4）人＝32時間/週

区分4：32時間×（6÷6）人＝32時間/週

128時間/週

(1)～(2)の合計が208時間/週となるため、
人員配置体制加算（I）を算定するために加配すべき世話人等の勤務時間の延べ数は、
308時間－208時間＝100時間以上確保する必要があります。

☆特定従業者数換算方法により算出する事で、サービスの提供時間の実態に応じて、加算する報酬体系になりました。

③日中支援加算（Ⅱ）の見直し

日中支援加算（Ⅱ）について、指定共同生活援助等と併せて支給決定されている日中活動サービスを利用することとなっている日に、利用者が心身の状況等によりこれらのサービスを利用することができないとき又は就労することができないときに、当該利用者に対し、日中に介護等の支援を行った場合に、1日につき所定単位数を加算する。

⇒支援の初日から算定可となった。

介護サービス包括型及び外部サービス利用型を対象とし、日中サービス支援型が当該加算の対象外とする。

3. 共同生活援助における支援の質の確保 (地域との連携)

令和6年度障害福祉サービス等報酬改定における主な改定内容

共同生活援助における支援の質の確保（地域との連携）

- 障害者部会報告書において、
 - ・ 障害福祉サービスの実績や経験があまりない事業者の参入により、障害特性や障害程度を踏まえた支援が適切に提供されないといった支援の質の低下が懸念される。
 - ・ 居住や生活の場であり、運営が閉鎖的になるおそれのあるサービス類型については、地域の関係者を含む外部の目を定期的に入れることが、事業運営の透明性を高め、一定の質の確保につながるものと考えられ、介護分野の運営推進会議を参考とした仕組みを導入することが有効と考えられる。
との指摘があった。
- これを踏まえ、運営基準において、各事業所に地域連携推進会議を設置して、地域の関係者を含む外部の目（又は第三者による評価）を定期的に入れる取組を義務づける。（施設入所支援も同様）

「地域との連携等【新設】」

- ① 利用者及びその家族、地域住民の代表者、共同生活援助について知見を有する者並びに市町村の担当者等により構成される地域連携推進会議を開催し、おおむね1年に1回以上、運営状況を報告するとともに、必要な要望、助言等を聴く機会を設けなければならない。
 - ② 会議の開催のほか、おおむね1年に1回以上、会議の構成員が事業所を見学する機会を設けなければならない。
 - ③ ①の報告、要望、助言等についての記録を作成し、これを公表する。
- ※ 外部の者による評価及び当該評価の実施状況の公表又はこれに準ずる措置として都道府県知事が定めるものを講じている場合には、適用しない。
- ※ 日中サービス支援型における協議会への報告義務は、これまでと同様。
- ※ 上記規定は、令和6年度から努力義務化、令和7年度から義務化。



共同生活援助における支援の質の確保（地域との連携）

地域連携推進会議

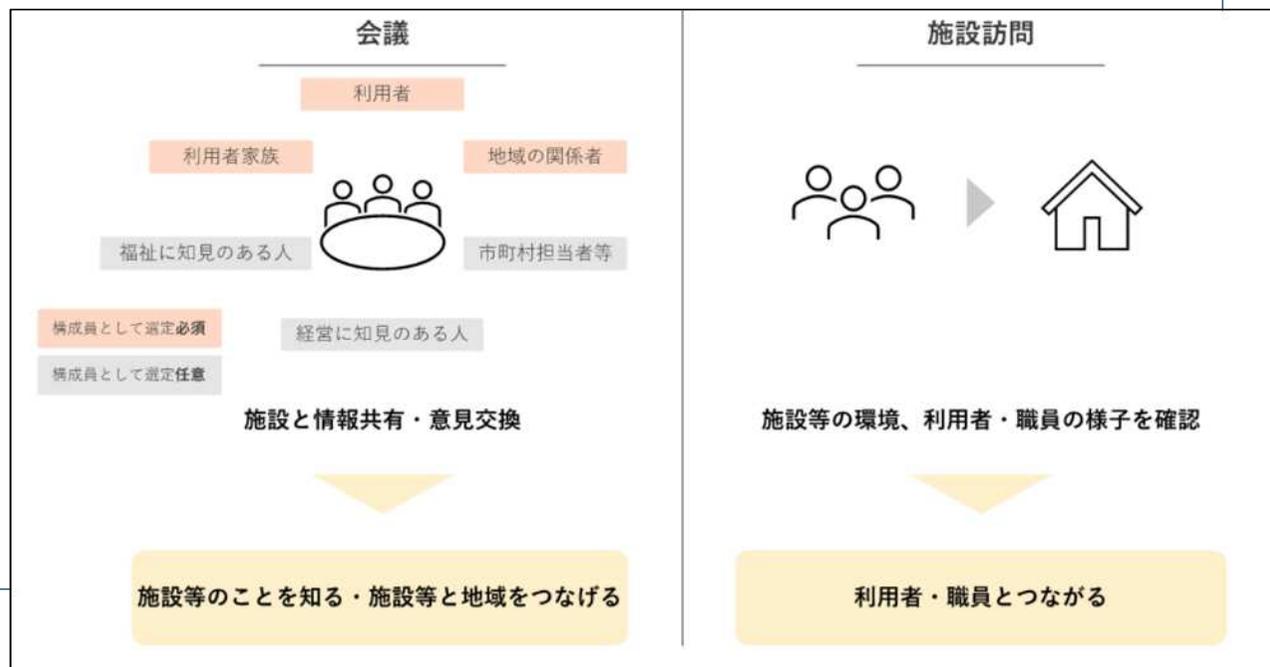
① 利用者及びその家族、地域住民の代表者、共同生活援助について知見を有する者並びに市町村の担当者等により構成される地域連携推進会議を開催し、おおむね1年に1回以上、運営状況を報告するとともに、必要な要望、助言等を聴く機会を設けなければならない。

② 会議の開催のほか、おおむね1年に1回以上、会議の構成員が事業所を見学する機会を設けなければならない。（共同生活住居単位での訪問が必要）

③ ①の報告、要望、助言等についての記録を作成し、これを公表する。

※ 日中サービス支援型における協議会への報告義務は、これまでと同様。

※ 上記規定は、令和6年度から努力義務化、令和7年度から義務化。



4. 報酬改定以外での注意事項について

記載例

(共同生活援助)夜間支援等体制加算届出書

年 月 日

事業所番号		XXXXXXXX							
事業所名称		〇〇事業所							
事業所の所在地		△△県□□市◇◇区-1-1							
連絡先	電話番号	XX-XXXX-XXXX		担当者名	〇〇 〇〇				
	FAX番号	XX-XXXX-XXXX							
夜間支援等 体制加算 (I)-(II)	1	夜間支援体制の確保が必要な理由							
	2	夜間の排せつ支援等を必要とする利用者が入居しているため。							
		共同生活住居名	夜間支援の対象者数(人)	1人の夜間支援従事者が支援を行う利用者の数(人)					当該住居で想定される夜間支援体制(夜勤・朝勤)
		Aホーム	5	5					夜勤
		Bホーム	6		6				夜勤
		Cホーム	4			4			夜勤
		Dホーム	5				5		夜勤
	Eホーム	4				1	3	夜勤	
	合計	18	5	5	5	5	4		
	3	夜間支援従事者(1)	Aホーム						
		夜間支援従事者(2)	Bホーム						
		夜間支援従事者(3)	Cホーム						
		夜間支援従事者(4)	Dホーム						
		夜間支援従事者(5)	Eホーム						
	4	夜間支援従事者(1)	-						
夜間支援従事者(2)		-							
夜間支援従事者(3)		-							
夜間支援従事者(4)		夜勤10分							
夜間支援従事者(5)		-							
5	夜間支援従事者(1)	-							
	夜間支援従事者(2)	-							
	夜間支援従事者(3)	-							
	夜間支援従事者(4)	朝専夜勤							
	夜間支援従事者(5)	-							

○夜間支援体制加算について

夜間支援体制加算（I）の算定にあたっては、夜間支援の内容について、個々の利用者ごとに夜間支援の必要性を明確にした上で、個別支援計画に位置付ける必要があります。

また、加算の算定に用いる単位区分は、夜間支援従業者が支援を行う共同生活住居における入居者の前年度平均利用者数で算定します。

福祉専門職員配置等加算に関する届出書（平成30年4月以降）
 （療養介護・生活介護・自立訓練（機能訓練）・自立訓練（生活訓練）・就労移行支援・
 就労継続支援A型・就労継続支援B型・自立生活援助・共同生活援助・児童発達支援・
 医療型児童発達支援・放課後等デイサービス）

1 事業所・施設の名称	
2 異動区分	1 新規 2 変更 3 終了
3 届出項目	1 福祉専門職員配置等加算（Ⅰ） ※有資格者35%以上 2 福祉専門職員配置等加算（Ⅱ） ※有資格者25%以上 3 福祉専門職員配置等加算（Ⅲ） ※常勤職員が75%以上又は勤続3年以上の常勤職員が30%以上

4 社会福祉士等の状況	① 生活支援員等の総数 （常勤）	人	→ ①に占める②の割合が 25%又は35%以上	有・無
	② ①のうち社会福祉士等 の総数（常勤）	人		
5 常勤職員の状況	① 生活支援員等の総数 （常勤換算）	人	→ ①に占める②の割合が 75%以上	有・無
	② ①のうち常勤の者の数	人		
6 勤続年数の状況	① 生活支援員等の総数 （常勤）	人	→ ①に占める②の割合が 30%以上	有・無
	② ①のうち勤続年数3年以上 の者の数	人		

○福祉専門職員配置等加算について

福祉専門職員配置等加算など、加算の対象となる従業者の人事異動や退職により、加算の要件を満たさなくなる場合、変更がある場合は、すみやかに届け出を行ってください。

特に福祉専門職員配置等加算Ⅲにおいては、常勤配置されている従業者のうち3年以上従事している従業者の割合が30パーセント以上でなくなった場合は算定できません。従業者に変更があった場合は、加算に変更がないか必ず確認をお願いします。